

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	小規模企業共済制度の見直し（共済事由の引上げ等）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度。            毎月の掛金は全額を小規模企業共済等掛金控除として所得から控除することができ、将来受け取る共済金等は退職所得控除の適用対象となる「退職手当等とみなす一時金」及び公的年金等控除の適用対象となる「公的年金等とされる年金」の対象である。</p> <p>・ 特例措置の内容            「日本再興戦略改訂版（平成26年6月24日閣議決定）」における「新陳代謝の促進（創業、事業承継・廃業円滑化策）」として、経営者向けの退職金制度である「小規模企業共済制度」については、廃業後の生活への不安を緩和することや共済契約者の利便性の向上の観点から次の見直しを行う。</p> <p>①小規模企業共済制度における共済事由のうち、「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」について、廃業（第三者への事業譲渡を含む。）と同様の共済事由に引き上げるとともに、「会社等役員が退任した場合」について、会社等役員の疾病・負傷による退任と同様の共済事由に引き上げる。当該共済金は現在の取扱いと同様とする。</p> <p>②「共同経営者が独立開業した場合」について、小規模企業共済契約を通算することができることとする。</p> <p>③その他所要の見直しを行う。</p>	
関係条文	地方税法第32条第2項、第34条第1項第4号、第50条の2、第50条の3、第50条の4 第313条第2項、第314条の2第1項第4号、第328条、第328条の2、第328条の3、第328条の4	
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — ( — ) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的            小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度である。            「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」における廃業（第三者への事業譲渡を含む。）と同様の共済事由への引上げ、「会社等役員が退任した場合」における会社等役員の疾病、負傷による退任と同様の共済事由への引上げ及び「共同経営者が独立開業した時」の小規模企業共済契約の通算により、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性            中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、経営者の廃業、事業承継、役員退任による引退を支える制度である小規模企業共済制度において、「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」及び「会社等役員が退任した場合」は、共済金等の受取事由のうち、「準共済事由」として、廃業及び会社解散よりも2段階低い共済金が支払われることになっている。            小規模事業者の活性化には、廃業や事業承継の円滑化及び役員退任による「次世代の経営者へのバトンタッチ」（新陳代謝）が重要であることから、「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」及び「会社等役員が退任した場合」について、廃業又は会社等役員の疾病、負傷による退任と同様の共済事由に引き上げ、事業承継の円滑化を図る。</p>	

	<p>また、平成 22 年度改正により加入対象となった「共同経営者」について、「当該共同経営者が独立開業した場合」には、小規模企業共済契約を通算することができない。共同経営者が安心して独立開業してもらうためにも、会社の役員の独立開業と同様、小規模企業共済契約を通算することができることとする。</p> <p>なお、上記の共済事由の引上げ、小規模企業共済契約の通算と併せて、廃業に必要な資金を前借りできる「廃業円滑化貸付け」制度を創設し、廃業の円滑化を図る。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（89 ページ）「6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新（3）新たに講ずべき具体施策（地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新）⑤若者・女性の創業送信を含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝」</p> <p>「次世代へのバトンタッチ」を促すため、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、～（略）～、廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充するため、中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直すとともに、中小企業支援機関の支援機能の強化を行う。</p>	
<p>本要望に対応する縮減案</p>		
	<p>ページ</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図るため、「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」における廃業と同様の共済事由への引上げ、「会社等役員が退任した場合」における会社等役員の疾病、負傷による退任と同様の共済事由への引上げ及び「共同経営者の独立開業時」の小規模企業共済契約の通算により、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境を整備する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	地方税法本則による措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	<p>小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、加入総数は350万人に上り、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保に大きな役割を果たしてきている。</p> <p>〈参考〉加入者数、共済金等の支給総額  平成22年度： 93,305件、 5,983億円  平成23年度： 103,388件、 6,115億円  平成24年度： 99,493件、 6,417億円  平成25年度： 106,647件、 5,780億円</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	共済金等の受取に対して税制の恩典を与えることで小規模企業共済への加入が促進され、加入する経営者が安心して事業に注力できる環境が整備されることとなり、地域の雇用の受け皿である小規模企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	小規模企業共済制度運用のための事務経費としての中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金 (平成26年度予算額：42.3億円)

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>小規模企業共済制度に係る共済金等は、共済契約者の掛金及びその運用収入等を原資としており、国からの予算措置と要望項目との関係はない。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>小規模企業共済制度は、任意加入の制度ではあるものの、満期の伴う共済金の支払や、法人成りに伴う廃業や任意解約の場合等に共済金の支払は行わず、経営者が廃業や引退した際の将来の生活安定のための資金等を共済金として支払うものであり、社会保障的な色彩が強いことから、掛金や共済金等に対し、小規模企業共済等掛金控除、退職所得控除及び公的年金控除が認められている。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の在籍者数、掛金納付総額、所得控除総額  平成21年度：1,208,927人、5,137億円、221,453百万円  平成22年度：1,209,145人、5,128億円、218,946百万円  平成23年度：1,217,097人、5,219億円、225,053百万円  平成24年度：1,217,009人、5,297億円、231,288百万円  平成25年度：1,226,144人、5,396億円、 - 百万円</p> <p>(注) 所得控除総額は、小規模企業共済等掛金控除の対象となる掛金についての総額であり、個人型確定拠出年金の掛金に対する所得控除額等を含む。  (出典：「申告所得税標本調査結果」(国税庁))</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和40年度創設 第二種共済のみ  ※「第二種共済」とは、満期(30年)制度があり、生命保険料控除の枠内で所得控除できる制度で、平成6年度改正において廃止。  昭和42年度改正 第一種共済の創設  ※「第一種共済」とは、満期がなく、生命保険料控除の枠にかかわらず掛金が全額所得控除となる等、現行の小規模企業共済制度をいう。  昭和47年度改正 掛金月額の限度額引上げ(5千円→1万円)等  昭和52年度改正 掛金月額の限度額引上げ(1万円→3万円)等  昭和57年度改正 掛金月額の限度額引上げ(3万円→5万円)等  平成元年度改正 掛金月額の限度額引上げ(5万円→7万円)等  平成6年度改正 共済金の額の変更、第二種共済の廃止等  平成10年度改正 共済金の額の変更等  平成15年度改正 共済金の額の変更等  平成22年度改正 加入対象者の拡大(共同経営者を追加)等  平成26年度改正 加入対象者の拡大(宿泊業、娯楽業の定義変更)</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>